

総務常任委員会

1 開 議 令和2年6月15日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室2

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第71号 大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 陳情第1号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書について

総務常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	引地達雄	出席
委員	大塚正義	出席
	前田則隆	出席
	星雅人	出席
	中川雅之	出席
	前野良三	出席

当局	総合政策部長	斎藤達朗	出席
	総務課長	渡邊和栄	出席

事務局	宇津野	豊	出席
	藤田	一之	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長(高瀬重嗣君) 開会前ではありますが、傍聴の申出がありましたが、大田原市議会委員会条例第19条の規定に基づき、これを許可してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 傍聴を許可いたします。

ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットのとおりです。

当局の出席者は、斎藤総合政策長、渡邊総務課長です。

議事に入る前に申し上げます。質疑の方法は申合せにより本会議同様、一問一答方式とし、3回までとなっておりますが、3回を超える場合は委員長の判断となっておりますので、よろしくお願いたします。

◎議案第71号 大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(高瀬重嗣君) それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第71号 大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

斎藤総合政策部長。

○総合政策部長(斎藤達朗君) 議案第71号 大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長からご説明をいたします。

○委員長(高瀬重嗣君) 渡邊総務課長。

○総務課長(渡邊和栄君) 着座にて説明させていただきます。

議案書353ページ、議案書補助資料を御覧ください。改正理由としまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条文中において法律の名称及び同法の条文新設に伴う条ずれ箇所を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、354ページを御覧ください。第6条第2項中、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改めます。

議案書352ページへお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行する旨、規定いたします。

以上で議案第71号の説明を終わります。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回のこの議案第71号ということで、法律の改正という形なのですが、その中で、例えば利用から活用が変わるという形なのですが、その活用するためにはという形で、市としては、例えば電算処理とかいろんな部分で、何か機器を導入したりとか、このために何かそういうような形での部内での電算機器とか、それを導入したりとかという、そういうものはないのか、その辺を。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 今回の法律の改正は、今まではオンラインによる手続が可能となるということで法律が定められていたものが、今度はそれを推進するという形で法律の内容が変わりました。大田原市の条例におきましても、別に行政手続に関係するものであるのですが、今回、その目的が大幅に変わったということで、今後その大田原市としてのオンライン化に向けた手続の方法ということで、庁内で検討してつくっていくこととなりますので、今回につきましては、あくまでも条ずれの改正ということで議案のほうを上程させてもらっております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） そうしますと、今後オンラインの形でのその変わった部分においては、例えば今回は国の制度が改正したことによってという形なので、この辺での費用というものは、改正したことによって、例えば国の補助金を頂いて、その中で機器を導入したりとかという、やっぱり補助金的なものも含めてという形の法律の改正というのものもあるのかなと思うのですが、その辺。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 現時点では、国のほうからの交付金なり補助金ということでは、具体的に制度がはっきりしておりませんので、今後そういう情報がありましたら、収集して活用していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようでありますので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第71号につきまして、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ご異議ないものと認め、議案第71号 大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで、当局には退席いただきます。ご苦労さまでした。

(執行部退席)

◎陳情第1号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第2、陳情第1号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書についてを議題といたします。

陳情第1号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局（藤田一之君） それでは、事務局より説明申し上げます。

まず、今回提出いただきました陳情書につきまして、陳情名は日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書でございます。提出者につきましては、栃木県宇都宮市東町157-16、安保破棄栃木県実行委員会・栃木県平和委員会代表、木塚孟でございます。

続きまして、陳情の趣旨でございますが、全国知事会は、沖縄県からの提起により平成28年11月に米軍基地負担に関する研究会を設置し、そこでの調査結果を基に、日米地位協定の抜本的見直しを中心とする決議を全会一致で行い、平成30年7月に米軍基地負担に関する提言として国に提出されました。その理由としまして、47都道府県知事が米軍基地負担の現状や改善すべき課題について共通理解を深め、米軍基地の負担軽減や日米地位協定の抜本的な見直し等に関する提言を決定したことは、住民の生命と財産、安全安心の暮らしを守る上で、こうした改善がどうしても必要だと判断したからでございます。

当、栃木県におきましては、米軍輸送機オスプレイが首都圏の横田基地から青森県三沢基地に移動する際の通路になっており、また県南部地域は、米軍横田基地所属のC130輸送機の訓練地域にもなっており、鹿沼市をはじめ幾つかの自治体で騒音に関する苦情が寄せられているとし、次の2項目を意見書に記載し、陳情として提出されました。

1つ目ですが、米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう十分配慮をすること。

2番目としまして、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法など国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件事務時の自治体職員の迅速な円滑な立入り保障などを明記することの以上2点を内容とし、国に求める内容でございます。

陳情の内容につきましては以上となります。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりました。

次に、陳情書の提出者より意見陳述の申出がありましたので、これより意見陳情を行います。

今定例会に上程され、総務常任委員会に付託されました陳情第1号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書について、提出者から陳情書についての意見陳述申出書が提出され、6月1日の議会運営委員会で意見陳述が許可されました。これから意見陳述を行っていただくわけですが、陳述者は次の事項を遵守してください。

1つ目が、決められた発言時間5分を超過しないこと、2つ目が、当該陳情の趣旨説明の範囲を超えた発言を行わないこと。3つ目が、個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、特定の政党、会派、議員、個人及び団体等への非難、中傷や名誉を毀損する発言を行わないこと、4つ目が、会議の秩序を乱し、または会議の妨害となる行為をしないこと、以上を遵守願います。

また、意見陳述後に委員から陳述者への質疑はできますが、陳情者から委員への質疑はできません。陳述時間は5分以内です。ベルが1回鳴りましたら開始してください。そして、終了の1分間にベルを1回鳴らします。5分でベルを2回鳴らしますので、2回鳴りましたら終了していただきます。

それでは、提出者から委任を受けた伊藤直子様から意見陳情をお願いいたします。

○陳情者（伊藤直子氏） 皆さん、おはようございます。貴重な時間をいただいて、ありがとうございます。安保破棄実行委員会の伊藤直子と申します。では、座って発言させていただきます。

この日米地位協定は、日米安保条約第6条に基づいて日米間で取り交わされた協定ですが、そして「日米」とついておりますけれども、米軍基地と米軍人の地位を定めた駐留米軍地位協定であり、米軍の特権が定められたもので、まさに米軍と県協定とも言えるものです。今、米軍が日本全土で治外法権的に振舞うことのできる不平等で屈辱的な内容にもかかわらず、1960年に署名されてから1度も改定されておられません。米軍機の事故や米兵の事故が起こるたびに地位協定の存在を知らされ、特に沖縄からは、繰り返し見直しの声が上がっております。しかし、中には安保条約によって日本はアメリカに守ってもらっているのだから仕方がないという声もあります。本当に米軍は日本を守るためにあるのでしょうか。この日米地位協定については、2018年7月に本県の福田知事も主要なメンバーである全国知事会が米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択しています。これは画期的なことです。これまで米軍基地を抱える15の都道府県知事をつくる渉外知事会は、何度も地位協定見直しを提言していましたが、抜本的な見直しを全国自治体が決定し、安倍内閣に提出したのは初めてのことです。この背景には、沖縄をはじめ全国各地で米軍の大増強が進み、米軍の軍事行動が拡大する中、基地負担と基地被害に苦しむ住民と自治体の苦難が頂点に達していることがあります。さらに、知事会の下、設置された調査会において、日本と同じように米軍基地のあるドイツやイタリアで実態調査を行ったところ、日本以外の国では基地への立入調査権が保障されていたり、訓練などについては国内法が適用されています。日本ではそうではありません。米軍機は、国際的な空のルールを日本国内で守らなくてよいという状況のまま、2012年10月にはMVオスプレイが沖縄普天間基地に、そして18年5月にはCV22オスプレイが横田米軍基地に配備されました。地域協定によって日本政府は全く拒否ができない。アメリカの一方的な通報で米軍機の配備ができる仕組みになっております。さらに、訓練ルートもアメリカが勝手に決められるものです。栃木県でも2018年7月にこの大田原市上空で飛行しているオスプレイが目撃されております。皆様方には下野新聞の報道でご承知かと思いますが、その後県内では鹿沼市、真岡市、益子町、茂木町でもオスプレイの飛行が目撃されています。オスプレイは、世界で最大の欠陥機と言われ、既に沖縄での不時着、墜落事故、保育園や小学校に部品落下事故が起こっています。しかし、このような事故の処理にも米軍の特権が及び、基地外であっても日本の警察が捜査できないのが実情です。これで本当に独立国と言えるのでしょうか。これまで外交、防衛、基地問題は政府の問題であるからと地域ではなかなか声が上がっていませんでしたが、今回の全国知事会の提言を受け止め、住民の命、人権、福祉に関わることについては、地方からも、そして皆様の議会でも丁寧な

審議の上、国に対する意見書を採択していただきますようによろしくお願いいたします。

ちなみに、6月12日には県内で佐野市と矢板市議会で採択しております。私たちとしては大変うれしいお知らせでした。ありがとうございました。

○委員長（高瀬重嗣君） 意見陳述が終了いたしました。

意見陳述が終わりましたので、これより委員から陳述者への質疑等を行います。

質疑等はございますか。ないですか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） そのまま傍聴されますか。では、後ろの席に、ではご移動ください。

陳述が終わりましたので、これより陳情第1号に対する意見を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） おっしゃるとおりだなというふうに思っているというのが率直な感想です。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかの委員ございませんか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回のこの陳情という形なのですけれども、先ほど佐野市や矢板市では採択されたという形なのですが、県内でどのぐらい提出されているのか、分かりましたら。

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局。

○事務局（藤田一之君） お答えします。

栃木県をはじめ県内の全市と伺っております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） その中で、採択が終わっているとかというのはわかりますか。

事務局。

○事務局（藤田一之君） 報告いたします。

現在、各委員会に付託されて結論が出ているのは、栃木県、那須烏山市、佐野市、日光市、那須塩原市、矢板市でございます。

採択の内容なのですが、栃木県におかれましては不採択、那須烏山市は継続審査、佐野市は採択、日光市、不採択、那須塩原市、不採択、矢板市、採択。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに発言はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） よろしいですか。

ないようであれば、陳情第1号に対する意見は以上で終了いたします。

それでは、採決をいたします。

陳情第1号は、皆さんの意見なのですけれども、ほかには意見ないですか、大丈夫ですか。

大塚委員。

○委員（大塚正義君） では、私のほうから。まず、この内容につきまして、外交に関することでありませ

とか国において審議をされるべき、そういったものであろうというふうに思います。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかの委員の皆さんは大丈夫ですか。

（発言する人なし）

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見がございませんので、採決をいたします。

それでは、採決いたします。

陳情第1号は、不採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

陳情第1号につきまして、不採択とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（高瀬重嗣君） 起立多数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎閉 会

○委員長（高瀬重嗣君） 以上で当常任委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

本日はこれもちまして常任委員会を散会いたします。ご苦勞さまでした。

午前10時20分 閉会